

2026年度 留学生受入れ促進プログラム『留学生就職支援特別枠』被推薦者募集要項

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の2026年度『留学生就職支援特別枠』の被推薦者募集について、下記の要領にて募集を行います。応募資格を必ず確認のうえ、希望者は所定の期間内にお願いしてください。

■応募資格

- (1) 日本の大学の大学院に正規生として在籍し、現在の在籍校を卒業(修了)後に日本国内での就職を希望している私費外国人留学生で、学部新3・4年生、大学院博士前期修士課程新1・2年生、博士後期課程新2・3年生が対象(注:研究生は対象外)。
- (2) 学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難があり、前年度の成績評価係数が、JASSOの基準で2.30以上であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。

[成績評価係数の算出方法] (小数点第3位を四捨五入)

下記の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価 (パターン1)	A	B	C	F	
4段階評価 (パターン2)	100~80点	79~70点	69~60点	59点~	
4段階評価 (パターン3)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	
5段階評価 (パターン4)	S	A	B	C	F
5段階評価 (パターン5)	A	B	C	D	F
5段階評価 (パターン6)	3	3	2	1	0
成績評価ポイント					

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数をすべて科目数に置き換えて算出すること。

- (3) 外国語学能力の水準が、次のアまたはイに定めるいずれかの水準に該当する者。

ア、日本語能力試験N2レベル以上の合格者。機構が実施する日本留学試験の日本語科目(読解、聴解及び聴読解)の得点が200点以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者。

イ、英語能力CEFR(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)においてB2レベル以上であると認められる者。

- (4) 受給後に、JASSOが在籍大学等を通じて行う各種調査に毎回協力できること。

■奨学金額: (学部生・大学院生とも)月額48,000円

■受給期間: 2026年4月から2027年3月まで(1年間)

■被推薦者数: 1名 (学部、大学院を問わない)

■出願手続きについて

- 出願締切: 2026年4月10日(金)16:40(時間厳守)
- 出願受付: 国際センター事務課
- 出願書類: 次の書類をすべてそろえて提出すること

- ①志願書
- ②志願理由書
- ③在留カードの両面コピー(「留学」資格保有者の確認)
- ④就職活動経過報告書 ※活動内容について最低1ページ以上記入すること
- ⑤就職活動経過報告書に記載した活動を証明する書類(コピー)
 - 例)学内外の説明会・セミナーの案内、ハローワークでの紹介記録、企業や人材紹介会社との連絡内容が分かるメールなど就職活動履歴が分かるもの。
 - ・提出書類の大きさは、A4サイズにそろえること。
- ⑥毎月の仕送り額が分かる資料(経済状況を確認できる根拠書類)
 - 例)仕送りの入金額が明記された通帳のコピー など
- ⑦外国語学能力の水準が分かる証明書類(次のア、イのいずれか)
 - ア、日本語能力試験N2レベル以上。又は、日本留学試験(EJU)の日本語科目(読解、聴解及び聴読解)の得点が200点以上
 - イ、英語能力CEFR(外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)においてB2レベル以上

■選考方法および選考スケジュール

- (1)一次選考(書類審査) 提出書類をもとに書類審査を行います。
一次選考結果発表:4月14日(火) 応募者宛にメール連絡(予定)
- (2)面接日程:4月17日(金)の2限目・昼休み・3限目(予定) オンライン実施
- (3)二次選考結果発表:4月下旬 ※学内選考の結果を発表します。

■学内選考(二次選考)合格者による手続き

二次選考合格者は本学から独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)への推薦候補者となります。**推薦に必要な手続きとして、4月下旬の間に、国際センターにて「在籍確認簿」へのサインを行っていただきます。(必須)**

■独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)からの結果発表: 6月中旬頃

■注意事項

- 1. 奨学金受給には、ゆうちょ銀行の口座が必要です。申請までに口座を開設しておいてください。
- 2. 奨学金の受給者となった場合でも、下記事項に当てはまる場合は、奨学金支給を停止または、取り消し、補欠者を推薦しますので、あらかじめご注意ください。
 - (1)JASSO特別枠の奨学金を受給した後に、日本での就職を取りやめた場合
 - ※ 辞退が生じた月以降にJASSO特別枠の奨学金が給付された場合は、辞退が生じた月以降のJASSO特別枠の学習奨励費は返納が必要になります。
 - (2)滞在資格が留学から他の資格に変更した場合
 - (3)出席状況や学業成績が著しく不振となった場合
 - (4)正規留学生として相応しくない行動により奨学金受給が適当でないと認められるとき
 - (5)除籍や退学となった場合
 - (6)その他、学長が判断したとき

以上